

特定個人情報保護評価（PIA）について

特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体と同様に、情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者である中建国保が、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有しようとするとき、または特定個人情報ファイルを保有する前に、実施することが原則として義務付けられているものです。特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式である「評価書」に記入し、公表する仕組みとなっています。

特定個人情報保護評価は、①事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、②被保険者の信頼の確保を目的として実施するもので、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について、被保険者に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることで、信頼を確保することを目的としています。

そして、評価内容を記載した「特定個人情報保護評価書」については、個人情報保護委員会に設けられた「マイナンバー保護評価 Web」において公表するとともに、「中建国保ホームページ」においても、同じ評価書を公表することとしました。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	中央建設国民健康保険組合 国民健康保険に係る適用及び給付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央建設国民健康保険組合は、国民健康保険給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・中央建設国民健康保険組合(以下「当組合」という。)は、加入者の個人番号を氏名、住所、性別、生年月日、電話番号のほか、適用関係情報(資格の取得喪失、保険料賦課情報等)、給付関連情報(高額療養費等)などの個人情報(特定の個人を識別できる情報)と共に取り扱う。
- ・上記の特定個人情報を、加入者の適用事務及び給付事務、並びに「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第22条第1項に基づく、他団体からの特定個人情報提供の求めに対する情報提供を行う事務においてのみ利用する。
- ・職員による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課すと共に、特定個人情報の取扱いに関する当組合規定の定期的な教育の実施、個人番号管理システムにログイン時の利用者ID、パスワードの発行、個人番号の画面表示の限定、個人番号の照会等の動作を行った際のログの出力など、追跡調査を可能とするシステム利用実績等の記録保存、及び照会範囲を限定する対策を講じている。

評価実施機関名

中央建設国民健康保険組合

公表日

平成29年2月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に係る適用及び給付関係事務
②事務の概要	当組合では「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則による事務であって主務省令で定めるものに関する国民健康保険の資格・給付・徴収・賦課において取り扱う。 具体的には以下の通りとする。 ・総合情報システムへの入力 ・被保険者台帳及び被保険者証の発行に関する処理 ・被保険者の資格及び証明に関する処理 ・保険料の算定に関する処理 ・現金給付の支給に関する処理 ・診療報酬明細書の受給資格の確認及び記録並びに給付発生原因の調査に関する処理 ・第三者行為並びに他法との給付に関する処理 ・診療報酬明細書の不正不当利得に関する処理 ・医療費通知に関する処理 ・第三者納付金、返納金及びその他の収入の調定、収納に関する処理 ・予算及び決算に関する処理 ・現金の出納及び預金の管理に関する処理 ・保険料(算定を除く)及び補助金に関する処理 ・健康診査等に関する処理
③システムの名称	中央建設国民健康保険組合 個人番号管理システム及びマイナンバー情報連携対応システム

2. 特定個人情報ファイル名

中央建設国民健康保険組合 個人番号管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条、第10条、第11条、第14条、第16条 ・別表第1第30項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) 2. 主務省令 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条1項、2項、3項、4項、6項
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7項、第22条、第23条 2. 主務省令 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第25条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	給付課
②所属長	中松 康隆

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	中央建設国民健康保険組合 給付課 〒169-8656 東京都新宿区高田馬場2-13-16 電話番号03-3200-1155
-----	------------------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	中央建設国民健康保険組合 給付課 〒169-8656 東京都新宿区高田馬場2-13-16 電話番号03-3200-1155
-----	------------------------------------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	中央建設国民健康保険組合 国民健康保険に係る適用及び給付関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央建設国民健康保険組合は、国民健康保険給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・中央建設国民健康保険組合(以下「当組合」という。)は、加入者の個人番号を氏名、住所、性別、生年月日、電話番号のほか、適用関係情報(資格の取得喪失、保険料賦課情報等)、給付関連情報(高額療養費等)などの個人情報(特定の個人を識別できる情報)と共に取り扱う。
- ・上記の特定個人情報を、加入者の適用事務及び給付事務、並びに「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第22条第1項に基づく、他団体からの特定個人情報提供の求めに対する情報提供を行う事務においてのみ利用する。
- ・職員による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課すと共に、特定個人情報の取扱いに関する当組合規定の定期的な教育の実施、個人番号管理システムにログイン時の利用者ID、パスワードの発行、個人番号の画面表示の限定、個人番号の照会等の動作を行った際のログの出力など、追跡調査を可能とするシステム利用実績等の記録保存、及び照会範囲を限定する対策を講じている。

評価実施機関名

中央建設国民健康保険組合

公表日

平成29年2月16日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に係る適用及び給付関係事務
②事務の内容	当組合では「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則による事務であって主務省令で定めるものに関する国民健康保険の資格・給付・徴収・賦課において取り扱う。 具体的には以下の通りとする。 ・総合情報システムへの入力 ・被保険者台帳及び被保険者証の発行に関する処理 ・被保険者の資格及び証明に関する処理 ・保険料の算定に関する処理 ・現金給付の支給に関する処理 ・診療報酬明細書の受給資格の確認及び記録並びに給付発生原因の調査に関する処理 ・第三者行為並びに他法との給付に関する処理 ・診療報酬明細書の不正不当利得に関する処理 ・医療費通知に関する処理 ・第三者納付金、返納金及びその他の収入の調定、収納に関する処理 ・予算及び決算に関する処理 ・現金の出納及び預金の管理に関する処理 ・保険料(算定を除く)及び補助金に関する処理 ・健康診査等に関する処理
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	中央建設国民健康保険組合 個人番号管理システム
②システムの機能	番号制度対応に係る番号登録に対応するためのシステム ・登録している被保険者に対して中央建設国民健康保険組合独自の番号(以下、「独自番号」という)を与えることで各個人を認識する為のコードを関連付けて管理する。
③他のシステムとの接続	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	中央建設国民健康保険組合 マイナンバー情報連携対応システム
②システムの機能	番号制度対応に係るマイナンバーによる情報連携に対応するためのシステム ・個人番号を登録している被保険者について、統合専用端末により住民基本4情報を取得するとともに、情報連携後の加入者情報登録及び副本登録を行い、また、情報連携を管理する。

③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
中央建設国民保険組合 個人番号管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条、第10条、第11条、第14条、第16条 ・別表第1第30項(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務) 2. 主務省令 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条1項、2項、3項、4項、6項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7項、第22条、第23条 2. 主務省令 番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第25条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	給付課
②所属長	中松 康隆
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
中央建設国民健康保険組合 個人番号管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	資格喪失者を含む加入者 ※国民健康保険法第5条に該当し、かつ国民健康保険法第6条に該当していない組合員およびその家族。
その必要性	国民健康保険の被保険者として給付を受ける期間の確認や保険料の賦課、徴収、還付等を効率的に行うために必要であり、また、国民健康保険を脱退した後も同様の業務が発生する場合があるため。
④記録される項目	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [C] 個人番号 [C] 個人番号対応符号 [C] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:本人確認に利用。 ・個人番号対応符号:情報提供ネットワークサービスを介しての情報照会及び情報提供に利用(被保険者枝版)。 ・その他識別情報:総合情報システム内における個人番号との識別に利用。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	中央建設国民健康保険組合 給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (電子記録媒体または情報提供ネットワーク(中間サーバ経由)を通じて住基ネットから入手)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	国民健康保険法による保険給付の支給事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	中央建設国民健康保険組合 給付課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>国民健康保険の保険給付情報を適正に管理し、国民健康保険制度の健全かつ効率的な運営を行うために使用する。</p> <p>加入者からの届出書により必要な基本4情報及び個人番号を入手し、基本4情報を用いて統合専用端末を経由し、地方公共団体情報システム機構「以下(J-LIS)という」から個人番号(符号を含む)を取得する。届出書を審査、処理した後、個人番号を個人番号管理システムに入力する。</p>	
情報の突合	個人番号を含む特定個人情報は、組合員又は新規加入者からの届出書から入手する。届出書に記載された家族被保険者の個人番号においては、真正性を確保するため基本4情報をJ-LISに送り、返却された個人番号と突合する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1 個人番収集入力等業務		
①委託内容	ダイレクトメールによる個人番号の収集、本人確認、及びその情報のデータ化	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2 情報管理運用等業務		
①委託内容	国保総合情報システム、個人番号管理システム及びマイナンバー情報連携対応システムの運用・保守の支援業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通・エフ・アイ・ピー株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (26) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号 別表第2に定める各情報提供者 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照。)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の各項 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照。)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2に定める各事務 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照。)
③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第2に定める各特定個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者と範囲と同様
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	医療保険関係情報に追加変更等があった都度、及び他の機関から情報提供要求があった都度。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[]]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><個人番号管理システムにおける措置> 以下の入退室管理を実施している。 建物:ワイヤレスカードICカードによるセキュリティゲート及び監視カメラによる監視。 部屋:ワイヤレスICカードによるセキュリティドアによる管理。</p> <p><端末管理>盗難の恐れがあるため、端末は盗難防止用のワイヤーロックで固定するか、使用しない場合は鍵付きの保管庫に保管する。</p> <p><紙媒体、電子記録媒体の管理> 個人番号が付されている申請書等は鍵付きの保管庫に収納する。 個人番号管理システムへの入力処理が終了した届出書等は外部業者に保管を依頼し、保存期間経過後に溶解処理する。 特定個人情報の付された画面コピーを出力した場合は、使用後には即座にシュレッダーにより破棄する。 特定個人情報ファイルを取り扱う電子記録媒体は鍵付きの保管庫に保管する。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

中央建設国民健康保険組合 個人番号管理ファイル

1. 個人番号
2. 個人番号対応符号
3. 独自番号
4. 更新年
5. 更新月
6. 更新日
7. 更新時
8. 更新分
9. 更新秒
10. 利用者ID
11. 端末ID
12. 画面ID
13. 世代番号
14. 世代通番
15. 変更事由

別表1 特定個人情報の提供先一覧

No	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 2の1 別表第	健康保険法第5条第2項の規定より厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 2の2 別表第	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第7号 2の3 別表第	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 2の4 別表第	船員保険法第4条第2項の規定より厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 2の5 別表第	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6	市町村長	番号法第19条第7号 2の12 別表第	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第7号 2の15 別表第	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第7号 2の17 別表第	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	番号法第19条第7号 2の22 別表第	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事等	番号法第19条第7号 2の26 別表第	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第7号 2の27 別表第	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	社会福祉協議会	番号法第19条第7号 2の30 別表第	社会福祉法による生計困難者に対する無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

13	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号 2の33	別表第	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 2の39	別表第	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号 2の42	別表第	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第7号 2の46	別表第	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 2の58	別表第	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	番号法第19条第7号 2の62	別表第	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号 2の80	別表第	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
20	都道府県知事等	番号法第19条第7号 2の87	別表第	中国残留邦人等支援助給等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
21	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 2の88	別表第	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
22	市町村長	番号法第19条第7号 2の93	別表第	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号 2の97	別表第	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
24	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号 2の106	別表第	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する情報であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する情報であって主務省令で定めるもの

25	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号 2の109	別表第 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付に関する情報であって主務省令で定める
26	都道府県知事	番号法第19条第7号 2の120	別表第 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

個人番号管理ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1. ダイレクトメールによる個人番号入手時における措置 当組合で保有している被保険者情報に基づいて、被保険者にダイレクトメール(個人番号申告書等を同封)を送付し、直接個人番号を入手する。その際、個人番号申告書等には、個人番号を入手すべき対象者の情報をあらかじめ印字することで、対象者以外の情報の入手を防止する。併せて、回収業務を委託する業者に、番号法第16条及び施行令第12条に基づいた本人確認をすることで、対象者以外の情報が紛れていないか厳重な管理を行う。 2. 各種届出書等による個人番号入手時における措置 ・本評価書に示す事務以外で、個人番号の提示を求めない。 ・各種届出書の記載内容について、記入要領を実務の手引き、Webページ等で明示する。 ・被保険者(又は代理人)以外からの個人番号を含む情報を受け付けないものとし、誤って提供されたものはシステム等に登録せず、提供元へ通知するとともに当該情報を破棄する。 ・特定個人情報を取り扱う職員には、番号法及び個人情報保護に関する規則等の定期的な教育を実施する。 ・支部、出張所は番号法第16条及び施行令第12条に基づいた本人確認を行うことで、対象者以外の情報を入手することを防止する。併せて、支部、出張所においては当組合の定める「特定個人情報取扱規定」に沿った安全管理対策を行うよう徹底する。 3. 電子記録媒体を用いて国保中央会及び支払基金を通じて住基ネットから入手時における措置 「住基ネットからの個人番号取得要領」(平成28年5月20日付、厚生労働省保険局、情報政策担当参事官室)に基づき厳正な管理を行い、対象者以外の情報の入手を防止する 4. 情報連携の開始に伴う統合専用端末を利用した個人情報等の入手時における措置 統合専用端末に供する専用のパソコンを調達して、他のネットワークから遮断した環境で運用するとともに、中間サーバを管理する国民健康保険中央会が指定した業者による専用のVPNネットワーク回線を敷設する。さらに、中建国保本部では、すでに会館全体にワイヤレスICカード認証及び監視カメラによる監視や記録などの所要の安全管理措置を施しているが、館内でも統合専用端末の設置場所の周辺については、さらにパーティション等の設置により、訪問者または業務担当以外の者から統合専用端末の画面を視線から遮る等の措置を講じる等の必要な安全管理措置を実施して厳重な管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報の真正性を確保するため、支部・出張所の窓口での届出書の受付時には本人確認を行う。入手した個人番号は、すみやかに本部へ送付する。受け付ける支部・出張所では個人番号は管理しない。一定期間保管する場合は、紛失又は、漏えいのリスクがあるため鍵付きの保管庫へ保管する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	番号法別表第1第30項(「国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務」)に関係のないシステムとは連携しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	電算システム運用責任者が各職員に利用者ID及びパスワードを発行する。その際、特定個人情報を取り扱う事務機能へのアクセス権限を担当役割ごとに限定する。
その他の措置の内容	個人番号の登録・修正・照会処理を行った際の処理ログをシステム上にて記録する。その際、処理ログ内に特定個人情報は記録しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不正に使用されるリスク対策として>
 ・離席等により、5分以上業務端末の操作が行われず、その後再開しようとする際には、ログオン画面に戻る設定とする。
 ・業務端末画面では個人番号は表示させず、アスタリスクとする。
 ・紙媒体への個人番号の出力機能はもたせない。
 <事務外で使用されるリスクの対策として>
 ・個人番号を取り扱う職員には、特定個人情報の取り扱いに関する当組合規定の定期的な教育を実施する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	業務委託契約書に以下の旨を規定している。 ・個人情報の適切な管理、秘密の保持、目的外利用の禁止 ・第三者への開示・漏えいの禁止、複写等の禁止、委託業務実施後のデータ等の返還または消去、個人情報保護のための安全管理措置の確保 ・委託先事業所への立ち入り調査、事故発生時の報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
委託用電子記録媒体作成後は、鍵付きの保管庫へ保管する。また送達する際は、施錠可能な衝撃防止用のケースに入れ、追跡可能な方法にて持ち運びを行う。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[C] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバーにおける措置> 1. 統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる、つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 医療保険者が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他、時刻、操作内容等を中間サーバーで記録しているため、不適切な連携や操作を抑止する仕組みとなっている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバーにおける措置> 1. 情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックしている。 2. 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報提供者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係るリスク対策> 1. 統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最低限に限定し、その利用者IDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務が出来ないようにシステムの的に制御する。 2. 情報授受到に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用できる基幹システムの専用端末を限定し、それ以外の専用端末では使用出来ないようにシステムの的に制御する。 3. フラッシュメモリを使用する場合は、パスワード認証機能付きの媒体とし、システム管理責任者がパスワード設定して媒体以外は基幹システムの専用端末及び統合専用端末で使用出来ないようにシステムの的に制御する。 4. 基幹システムの専用端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、システム管理責任者が定期的に、またはセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。 5. 統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、インターネットなど他の業務と兼用出来ないように分離する。 6. 統合専用端末の使用後、ハードディスク上の特定個人情報データは全て復元不可能な状態に消去する。 7. 書き換えできる電子記録媒体またはフラッシュメモリではデータは保存せず、使用した都度、データを全て消去する。 <中間サーバーにおける措置> 1. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 2. 中間サーバーと情報ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 3. 中間サーバーでは特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセス出来ない。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<当組合における措置> 1. セキュリティドアによる入退室管理の実施 2. 当組合会館の内外における不正侵入者特定のため監視カメラの設置 3. 執務デスク周辺の整理整頓及び退社時における保管庫へ収納の実施 4. プリンタ等の出力用紙の放置禁止の徹底 5. 不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施 6. 業務端末の廃棄及びリース機器返却時の特定個人情報の復元不可能な形態での消去を実施 7. 溶解処分業者における保存満了分文書廃棄の実施 8. 届出書の搬送時の所在追跡可能な手段の実施 9. 電子記録媒体の廃棄は特定個人情報の復元不可能な形態での消去の実施	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<保管し続けるリスクに対する措置>

・個人番号管理システムに登録後、保存期間を経過した資格喪失者の個人番号は年に1回削除する。

<消去におけるリスクに対する措置>

・組合員の特定個人情報が付された届出書等を外部委託業者に廃棄させる場合は、廃棄証明書を提出させ、確実に廃棄が行われたことを確認する。

・業務端末、電子記録媒体等を消去する必要がある場合は、復元不可能な状態に破碎する。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<当組合における措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に、番号法及び個人情報保護に関する規則等の定期的な教育を実施する。 ・全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を定期的実施する。 <統合専用端末の配置における措置> ・中間サーバーにアクセス出来る統合専用端末は、外部業者等から見えなように画面を壁に向ける、パーテーションで仕切るなどして視界を遮る。	

10. その他のリスク対策

--

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	中央建設国民健康保険組合 給付課 169-8656 東京都新宿区高田馬場2-13-16 03-3200-1155
②請求方法	本人確認書類及び指定の様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	なし
④個人情報ファイル簿への不記載等	なし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	中央建設国民健康保険組合 給付課 169-8656 東京都新宿区高田馬場2-13-16 03-3200-1155
②対応方法	・問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせは、当組合本部の個人情報取扱責任者へ報告のうえ、理事長など役員と共に対応を決定する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年2月16日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

